

戦没者等ご遺族の皆様へ

第8回特別弔慰金の申請はお済みでしょうか？

特別弔慰金制度とは？

先の大戦で亡くなられた、もとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、国として弔意の意を表すため、終戦20周年、30周年、50周年といった特別な機会をとらえ、戦没者等の遺族に対して「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」に基づき特別弔慰金（記名国債）を支給しています。

支給対象者

平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に第8回特別弔慰金が支給されます。

- 1 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得された方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等と生計関係を有していた ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
(婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
- 4 上記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 上記1から4以外の三親等内の親族

支給内容 額面40万円、10年償還

請求期限 平成20年3月31日まで

請求窓口および問合せ先 鬼北町役場 保健福祉課 社会福祉係 ☎45-1111 内線616・617
日吉支所 総務係 ☎44-2211

愛媛県計量検定所からのお知らせ

「特定計量器（はかり）」の定期検査を実施します。

取引又は証明に「はかり」を使用されている方は、2年に1度の定期検査が計量法により義務付けられています。合格シールのない「はかり」は原則として使用できません。

次の会場で受付できますので、必ず受検してください。

なお、ヘルスメーター、キッチンスケールなどを家庭内で使用している場合は、検査の必要はありません。

検 査 日 時		検 査 場 所
6月5日（月）	10時30分～15時	鬼北町役場 日吉支所
6月6日（火）	10時30分～15時	鬼北町役場本庁横 中央公民館
6月7日（水）	10時30分～15時	

【手数料】

非自動はかり

種 類	ひょう量(最大計量値)	手 数 料	備 考
電気式はかり	100kg 以下	1,400円	高精度はかりの場合には、手数料が左記の2倍になる場合があります。
	250kg 以下	1,800円	
	500kg 以下	2,200円	
	500kg 超	3,100円	
棒はかり 直線目盛はかり		250円	
その他はかり	100kg 以下	500円	
	250kg 以下	900円	
	500kg 以下	1,500円	
	1t 以下	2,100円	
	2t 以下 以下省略	3,700円 以下省略	

分銅、定量おもり、定量増おもり 1個につき、10円